

E 学 校 教 育

E-1 教育施設

E-1-1 公立小学校数 E-1-2 公立中学校数 E-1-3 幼稚園数（公立+私立）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

資料元について

- 茨城の学校統計(学校基本調査)……毎年5月1日現在で次に掲げるすべての学校についての調査である。学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び学校教育法第83条第1項に規定する各種学校及び同法第82条の2に規定する専修学校

E-1-1 公立小学校数, E-1-2 公立中学校数, E-1-3 幼稚園数（公立+私立）

学校の本校のみならず、分校も1校として数えており、小学校と中学校が併設されている場合はそれぞれ1校として教える。なお、公立学校（幼稚園）とは、都道府県、市町村又はこれらの一部事務組合が設置した小・中学校（幼稚園）である。従って、国立の小・中学校（幼稚園）は含まれない。

E-2 児童・生徒

E-2-1 公立小学校児童数 E-2-2 公立中学校生徒数

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-2-1 公立小学校児童数, E-2-2 公立中学校生徒数

調査時点（5月1日）現在、それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって、休学中の者、監護措置に付されている者、少年院・教護院以外の保護機関に送られている者及び特殊学級の児童・生徒は含まれる。また、特殊学級が当該学校の敷地内になく、病院や診療所などに設置されている場合でも、その児童・生徒は含まれる。なお、少年院・教護院に収容されている者及び1年以上居住不明の者は在籍者には含まれない。

E-3 教員

E-3-1 公立小学校教員数（本務） E-3-2 公立中学校教員数（本務）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-3-1 公立小学校教員数（本務）, E-3-2 公立中学校教員数（本務）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の合計である。なお、本務と兼務の区別は、原則として辞令面によっている。本務者には休職者や育児休業者も含まれるが、非常勤の講師は含まれない。

E-4 公立学校の校舎面積

E-4-1 公立小学校校舎面積 E-4-2 公立中学校校舎面積

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の現況」

資料元について

- 市町村公共施設の現況……地方公共団体における公共施設の現状を把握して、住民福祉の向上と地方公共団体の能率的な行政に資するため、全都道府県及び市町村を対象とした毎年度末現在（学校施設は5月1日現在）の調査である。

E-4-1 公立小学校校舎面積, E-4-2 公立中学校校舎面積

当該学校の保有する建物のうち校舎の延面積であり屋内運動場及び寄宿舎は含まれない。また、小学校と中学校が併設されている場合は、それぞれの専用する部分が計上され、共有する部分は中学校に計上されている。大規模な集団住宅等その建物内に設置された学校でその校舎を借用している場合は、これも計上されるが、災害復旧・増改築などに対処するため一時的に使用しているプレハブ校舎や借用している校舎は含まれない。

E-5 公立学校長期欠席児童・生徒数

E-5-1 小学校長期欠席児童数（#病気による欠席者, #不登校による欠席者）

E-5-2 中学校長期欠席生徒数（#病気による欠席者, #不登校による欠席者）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-5-1 小学校欠席児童数, E-5-2 中学校欠席生徒数

小・中学校児童・生徒のうち、前年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数である。ただし、調査期の始期4月1日現在で15歳以上の者のうち、1年間にわたり居住不明又は全く出席しなかった場合は除かれている。なお、「病気による長期欠席児童・生徒」及び「不登校による長期欠席児童・生徒」とは、以下の者のことをいう。

○病気による長期欠席児童・生徒

本人の心身の故障等（「けが」を含む）のため長期欠席した者。

○不登校による長期欠席児童・生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、欠席状態が長期に継続している理由が、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。

E-6 上級学校進学者数

E-6-1 中学校卒業生数（#高等学校進学者数）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-6-1 中学校卒業生数, 高等学校進学者数

中学校の卒業生数とは、調査年の3月に公立及び私立の中学校を卒業した者をいい、高等学校進学者数とは、中学校卒業生のうち、次に掲げる学校に進学した者をいう。なお、専修学校、各種学校（洋裁学校等）などへの進学者は含まれていない。

①高等学校本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科（全日制、定時制） ②高等専門学校

③盲・聾・養護学校高等部の本科及び別科 ④中等教育学校後期課程の本科及び別科

進学者数には、①から④のほかに、「就職進学者」も含まれる。

就職進学者とは中学校卒業生が就職して高等学校（定時制のみ）へ進学した者をいう。就職とは給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就くことをいう。自家自営業に就いた者は含めるが、家事の手伝いや、臨時的な仕事に就いた者は含まれていない。

また、進学した者が5月1日までに退学した場合は進学者には扱われない。